

スイス新連邦憲法・試訳

——一九九九年四月一八日採択（二〇〇〇年一月一日発効）の

「スイス誓約者同盟の連邦憲法」——

小林 武

試訳者のまえがき

一 スイス連邦憲法 (Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft) は、一九九九年四月一八日の国民投票において、一八七四年五月二九日制定の憲法⁽¹⁾に対する全面改正案が採択され、それが、二〇〇〇年一月一日より新憲法として発効するに至った。実に、一二六年ぶりの全面改正である。その間、部分改正⁽²⁾は、年平均一回を超える頻度でおこなわれ、それによって現代的課題への憲法上の対応を果たしてきたといえる。ただ、きわめて多数の加除修正が施されたため、憲法は、体裁の上で、大部で、かつ体系性をそこなかった、俯瞰のしにくいものとなり、そのことによっても全面改正は不可避の課題となっていた。全面改正への作業は、後に述べるように、三分の一世紀を閲したが、その過程自体も、スイス憲法政治の特

徴を示すものとして興味深い。

本稿は、この、遂に成つたスイス新連邦憲法について、とりあえず、その内容についての検討は引き続き課題として残しつつ、これを試訳しようとするものである。それに先立つて、スイス連邦憲法史を、改憲という側面に焦点を合わせて概観しておきたい。

二 此度全面改正を受けた一八七四年憲法は、スイスにおいてはじめて連邦国家を成立させた一八四八年憲法を改正したものである。その点からすれば、憲法史の叙述は、一九世紀半ば以降を対象とすることで満足されるともいえるが、その前史を、一三世紀の「誓約者同盟」(Eidgenossenschaft)に遡ることが必要であり、また通例でもある⁽³⁾。

今日でもスイスの正式国名として用いられているこの誓約者同盟——二九一年の森林諸邦による永久同盟に起源をもつ——は、フランス革命までは、緩やかな国家共同体の統合であつた。これを形成する諸地域の相互関係は、単一の憲法によつてではなく、多数の同盟条約(Bündnisvertrag)によつて定められていた。

一七九八年四月一二日、総裁政府(Direktorium)のフランス軍により誓約者同盟が征服されて後(そのため、この時点までのものは「旧誓約者同盟」と呼ばれる)、先の同盟条約は、フランスをモデルとしてパリで書き上げられたヘルヴェティア共和国憲法(Verfassung der Helvetischen Republik)にとつて代られた。この憲法によつて立つところの単一国家の理念は、スイスには、根本的に疎遠なものであつた。そのため、絶え間のない危機の時期を経て、一八〇三年二月一九日に成立した調停条約(Mediationsakte)が——それはまたしてもパリから命ぜられたものではあつたにしても——連邦主義への帰戻をもたらしした。

中央権力は、外交と、国内における治安維持とに限定されることになった。連邦の最高機関は、各邦からの使節により成る議会(Gesandtenkongress)、すなわち同盟会議(Tagsatzung)であつた。ザンクト・ガレン、グラウビュンデン、アールガウ、トールガウ、テッシンおよびヴァート(ヴォー)の六邦が、新しく自立した邦として、再建された誓約者同盟に加わつた。

ナポレオンの没落の後、スイスは、ヨーロッパ列強諸国に対して、独立と中立を再承認することを求めた。その要求は、一八一五年のウィーン会議において聴許された。同時に、スイスは、ヴァリス(ヴァレー)およびジュネーブならびにノイ

エンブルク（ヌシャテル）侯国を自立した邦として含むところの旧誓約者同盟の領域を取り戻した。それにより、スイスは、新しい協定（Pact）、すなわち一八一五年八月七日の同盟規約（Bundesvertrag）にもとづいて存在することとなった、全体として二二の邦を数えるに至った。同盟会議は、全邦からこの会議に全般的に委託された課題を担当するようになった。ただ、中央権力を拡大してそれを創出することは、回避された。連邦の権力は、国内における治安維持、外務および外交交渉に限定されたのである。

一八一五年から一八三〇年までの間は、復古（Restauration [Wiederherstellung]）の時期として特徴づけられるが、この時期、国家的活動は、新しい邦憲法の形成に集中され、またその場合、できるだけ革命前の状況を引き継ごうとするものであった。

一八三〇年のフランス七月革命は、スイスにおいても、自由主義運動を解き放つものであり、それにより、公的生活の、いわゆる新生（Regeneration [Erneuerung]）の時代が始まった。大多数の邦憲法は、国民主権および代表民主政の原則の強化という意味における本質的な変容を遂げた。これら新憲法——とくに大きな邦のそれ——は、先の一八一五年の同盟規約とは一定程度対立するものであり、それゆえ、この規約の改正と中央権力の強化を求める情勢が強まって、早くも一八三二年には、同盟会議によつて起草された最初の改正草案が出された。これは実現には至らなかったが、同年八月一日、一三邦は、新規の改正委員会を設置することを決議した。この委員会の仕事が完結する前に、一八四七年一月（二三日—二五日）に分離同盟戦争（Sonderbundkrieg）が勃発した。この戦争が終結した後、改正委員会が二三邦を構成員とするものに拡大され、早速翌一八四八年五月には、同盟会議が、新憲法草案の最初のを起草するに至った。同年六月二十七日、同盟会議は、起草作業を終結させ、推敲を了えた草案を各邦に、九月一日までに採択または拒否のいずれかを決定してほしいとの催告を付して、送達した。同盟会議は、同月二二日に、一五邦と一半邦が草案に同意したことを確認した。そこで、同盟会議は、今日でも多数の諸原則についてはなお変更されることなく妥当しているところの、スイス最初の連邦憲法の採択を宣言し、かつ発効させた。この連邦憲法（Bundesverfassung）が採択されたことによつて、緩やかな国家連合（Staatenbund）が、拡

大された中央権力を具えた連邦国家 (Bundesstaat) へと転じたのである。

新しい国家共同体の最初の年は、主として、この一八四八年憲法を採択し、不可欠な執行法律を制定することに用いられた。一八六四年には、最初の改革への努力がなされ、そしてその後、国民および邦が一八六六年に同時に出席された九つの改正草案をめぐって、相互に論議を交わした。この九つの草案については、そのうちの二つ（居住の権利についてイスラエル人をキリスト教の信仰をもつスイス人と平等に処遇するもの）だけが採択された。

新憲法発効後二〇年経つと、根本的な改訂を加えることは、もはや回避することができなくなっていた。一方では、その二〇年間に自邦の邦民の邦民権 (Volksrecht) を拡大した諸邦は、連邦憲法の革新を再び迫られ、他方、国際情勢の展開、とりわけ一八七〇年から七一年にかけての普仏戦争は、中央権力の一層の強化が不可避免的に求められることを明らかにした。それで、一八四八年連邦憲法の全面改正のための大きな努力が始まった。最初の草案は、一八七二年五月一二日に提案されたが、中央集権的傾向を多少緩和した第二の始動が、一八七四年四月一九日に目標を達成した。連邦議会 (Bundesversammlung) は、この全面的に改正された連邦憲法を同年五月二十九日に発効させた。

三 この一八七四年の連邦憲法は、その後、幾ダースもの部分改正によつて時代の要請に適應してきたのであるが、全面改正は、今回までなかった。もつとも、成就に至らなかつた全面改正の試みは少なからずみられたのであつて、たとえば、第一次大戦中から直後にかけての、社会政策的ないし制度的改革を目指した諸提案、戦間期の右翼運動による諸提案とそれに対抗する社会民主党・労働組合による提案、第二次大戦中の極右勢力による「国家改造イニシアティブ」、戦後、基本権拡張と生活保障を要求する邦イニシアティブ、等々がそれである。⁽⁴⁾

こうした経過をふまえ、一九六〇年代に移る時期に、全面改正への新しい動きが生まれ、一九六五年、全邦院議員オブレヒトと国民院議員デュレンマツトが、各院に宛て、全面改憲の提案をおこなつた。これを受けて、一九六七年、連邦司法・警察省 (Eidgenössisches Justiz- und Polizeidepartement) は、全面改正のための課題、思想および提案をとりまとめるために、前連邦参事会閣僚 F・T・ヴァーレン (Wahlen) 博士を部会長とする作業部会を設置した。この作業部会は、広範な団体等に對

して、全面改正についての意見表明をするよう要請した。それに対する回答——それには諸邦の作業部会による包括的な研究も一部含まれているが——は、一九七〇年に、四つの団体から公にされた。一九七二年には、ヴァーレン作業部会は、この意見聴取についての精査と整理を終結し、翌一九七三年に最終報告書を公刊した。第二の局面では、連邦司法・警察省は、一九七四年五月八日に、四六名より成る専門家委員会 (Expertenkommission) を設置し、この委員会に、全面改正のための草案を起草する課題を与えた。委員会の長には、連邦参事会閣僚K・フルグラー (Fulgler) 博士が任ぜられた。委員会は、一九七七年一二月に、報告書を添えて憲法草案を提示した。この草案は、一九七八年二月に公刊され、一九七九年六月末までに、意見聴取のために関係各方面に送達された。その結果は、連邦司法・警察省で評価が加えられた上で、一九八〇年一二月に公刊された。その後、さらに手を入れた草案が提示されている。こうした経過をふまえて、一九八三年八月一八日、連邦参事会は、議会に、一九八四年中に新憲法についての報告書を、草案を付けて提出するとの見解を示した。この八四年には一年遅れたものの、翌一九八五年一月六日、連邦参事会報告が連邦議会両院に提出され (同年一二月三日の連邦官庁で公示)、そこには詳細な連邦草案 (連邦司法・警察省モデル草案) が含まれていた。連邦議会は、一九八七年六月三日に一八七四年連邦憲法は全面的に改正されるべきことを決議した (BBl 1987 II 963)。この決議の中で、連邦議会は、連邦参事会に対して、新憲法のための草案を提出することを委託していた。そして、一九九五年末に、予備草案 (Vorwurf) が、国民に、態度決定を求めて提示された。議会への報告書の中で、一九九六年をとおしてこれが推敲されるべきものとされていた。

一九九五年草案をめぐっては、発表の直後より翌一九九六年七月三日にかけて意見聴取手続が履まれた。連邦政府は、それをふまえて非本質的な修正を施した上、同年一月二〇日、政府案として、解説書とともに公表した。この一九九六年草案は、今回の全面改憲作業の過程における最後の政府提案となったものであるが、それは、新憲法草案たる「改訂された連邦憲法」のほかに、これまでも改革の必要性がとくに強く説かれてきたところの、イニシアティブおよびレファレンダムにかんする国民の権利についての改革案と司法についての改革案を、別案の形で加えて、これら三者を一括案件としたものである。これが、翌一九九七年当初からの国民院・全邦院それぞれの憲法委員会を経て、翌一九九八年一月一九日に両院本

会議の審議に付された。この過程をとおして修正されたものについて、同年二月一日、両院は最終投票をおこない、国民院は一三四対一四、全邦院は四四対〇で可決した。

そして、翌一九九九年四月一日、右の三者のうち「改訂憲法」の部分について国民投票が実施され（投票率三五・三％）、賛成九六万九三八五票（五九・二％）、反対六六万九二七九票（四〇・八％）、邦単位の計算では、賛成一三邦・反対一〇邦で採択された。連邦議会は、これを二〇〇〇年一月一日より新憲法として発効させた。

（付言して、部分改正は、一八七四年以来、ほぼ毎年施されてきたが、採択されなかった提案がそれ以上に多いことに留意しておきたい。それら実らなかつた提案は、一八九一年以降は、国民発案（Volksinitiativ）、すなわち、いわゆる憲法イニシアティブ（Verfassungsinstitutiv）によりなされている。それらは、投票において拒否されたか、前以て撤回されているのであるが、こうした憲法イニシアティブが、連邦参事会および連邦議会に対して、しばしば、それらが提起されなかつたならばなされなかつたか、ないしはずつと後になつてようやく軌道に乗つたであろうような改革のための努力を促したことも、また明らかである。）

なお、出典は、スイス連邦官房情報局（Schweizerische Bundeskanzlei Informationsdienst）が発表したドイツ語版テキスト（<http://www.parlament.ch/D/Wahlen>）による。条文見出しは、憲法典中のものである。また、憲法典は、前文と一九六か条から成り、最終条文は経過規定であるが、詳細かつ大部な技術的規定であり、本稿では省略した。

註

（1）私の訳としては、参照、小林武『現代スイス憲法』（一九八九年・法律文化社）二七一頁以下。抄出であるが最近の部分改正まで採り入れているものとして、同「スイス連邦憲法」樋口陽一『吉田善明編『解説世界憲法集・第三版』（一九九八年・三省堂）一〇五頁以下。

（2）近時の部分改正状況については、参照、小林武「スイス連邦憲法典の現況——一九八四年四月一日以降に施された部分改正と結実しなかつた部分改正提案——南山法学一七巻四号（一九九四年）一八三頁以下、同「スイス連邦憲法典の近時の部分改正状

況——一九九三年四月一日以降に施された部分改正と結実しなかった部分改正提案」南山法学二二卷一号（一九九七年）一四三頁以下。

- (3) 以下の史的叙述については、逐年刊の、刊行時点までの改正を採り入れた書物である Schweizerische Bundeskanzlei (Hrsg.): Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft vom 29. Mai 1874 に多く拠っている。
- (4) 詳細は、拙著『現代スイス憲法』（註一）二二七頁以下への参照を請う。

一九九九年四月一八日のスイス誓約者同盟の連邦憲法 Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft vom 18. April 1999

前 文

全能の神の名において！

スイス国民と邦は、

被造物 (Schöpfung) に対する責任において、

自由および民主主義と、世界に対する連帯と公開の中での独立および平和とを強化するために連邦を常に革新する努力に
おいて、

統一の中の多様性を相互に顧慮し、またそれに留意しつつ生きることの意思において、
将来世代に対する共同の成果と責任との自覚において、

自己の自由を「眠らせることなく」行使する人だけが自由であること、および、国民の強さは弱者の福祉を尺度として評価されることを確信しつつ、以下の憲法を制定する。

第一編 総 則

第一条 (スイス連邦)

スイス国民と次の諸邦、すなわち、チューリッヒ、ベルン、ルツェルン、ウーリ、シュヴィーツ、オブヴァアルデンおよびニートヴァアルデン、グラールス、ツーク、フライブルク〔フリブール〕、ゾロトウルン、バーゼルリシユタットおよびバーゼル・ラントシャフト、シャフハウゼン、アッペンツェル・アウサーローデンおよびアッペンツェル・インナーローデン、ザンクト・ガレン、グラウビュンデン、アールガウ、トウールガウ、テッシン〔ティチーノ〕、ヴァールト〔ヴォー〕、ヴァリス〔ヴァレー〕、ノイエンプルク〔ヌシャテル〕、ゲンフ〔ジュネーブ〕およびユラ〔ジュラ〕とは、スイス連邦 (Schweizerische Eidgenossenschaft) を形成する。

第二条 (目的)

- ① スイス連邦は、国民の自由と権利を保護し、国の独立と安全を保障する。
- ② スイス連邦は、国の、公共の福祉、持続的な (nachhaltig) 発展、内的結合および文化的多様性を促進する。
- ③ スイス連邦は、女性市民および男性市民に、最大限の機会の平等を提供すべく配慮する。
- ④ スイス連邦は、自然的生存基盤の永続的な (dauerhaft) 保全と、平和で正義にかなった国際秩序とのために尽力する。

第三条 (邦)

邦 (Kanton) は、その主権が連邦憲法によって制限されない限りで主権を有する。邦は、連邦 (Bund) に委ねられないすべての権利を行使する。

第四条 (国語)

国語は、ドイツ語、フランス語、イタリア語およびレートロマンズ語である。

第五条 (法治国家的処務 [Handeln] の諸原則)

- ① 国家の処務の基準および限界をなすものは、法 (Recht) である。
 - ② 国家の処務は、公共の利益にもとづき、かつ、比例原則に即したものでなければならない。
 - ③ 国家機関および私人は、信義誠実の原則にもとづいて活動する。
 - ④ 連邦および邦は、国際法を遵守する。
- 第六条 (自己責任と社会的責任)
- 何人も、自己に責任を負い、また、国家と社会における課題の成就のために、その力に応じて寄与しなければならない。

第二編 基本権、市民権および社会目的

第一章 基本権

第七条 (人間の尊厳)

人間の尊厳は、顧慮され、かつ、保障されなければならない。

第八条 (法的平等)

- ① 人はすべて、法律の前に平等である。
- ② 何人も、とりわけ、出生、人種、性別、年齢、言語、社会的地位、生活様式、宗教的・世界観的もしくは政治的信条を

理由とし、または、身体的・知的もしくは精神医学上の障害を理由として、差別されてはならない。

- ③ 男女は、同権である。法律は、両性の法律上および事実上の平等につき、とくに家族、教育および労働の分野において、これに配慮しなければならない。男女は、同一価値の労働について同一の賃金を請求することができる。

- ④ 障害による不利益を除去するための措置は、法律でこれを定める。

第九条（恣意からの保護と信義誠実原則の保障）

何人も、国家機関により、恣意を含まず、かつ信義誠実の原則にもとづいた処遇を受けることを請求することができる。

第二〇条（生命および人格的自由への権利）

- ① 何人も、生命への権利を有する。死刑は、これを禁止する。

- ② 何人も、人格的自由、とくに身体的および知的に傷つけられないこと、ならびに、活動の自由への権利を有する。

- ③ 拷問その他残虐で非人道的なまたは品位を傷つける処遇もしくは刑罰は、これを禁止する。

第二一条（子どもと青年の保護）

- ① 子どもおよび青年は、とくに、自己を傷つけられないことを請求し、また、その成長を促進することを請求することができる。

- ② 子どもおよび青年は、その判断能力の範囲内で、その権利を行使する。

第二二条（窮乏状況における救助を求める権利）

困窮しており、また自活できる状況にない人は、扶助と介護を請求し、また、人間の尊厳に値する生存のために不可欠な資金を請求することができる。

第二三条（私的領域の保護）

- ① 何人も、その私生活および家族生活、その住居ならびにその信書、郵便および電信の交換が尊重されることを請求することができる。

② 何人も、その個人的データが濫用から保護されるよう請求することができる。

第二四条（婚姻および家族への権利）

婚姻および家族への権利は、これを保障する。

第二五条（信仰および良心の自由）

① 信仰および良心の自由は、これを保障する。

② 何人も、自己の宗教および世界観的信条を自由に選択し、また、独りでまたは他と共同してそれを告白する権利を有する。

③ 何人も、宗教団体に加入または所属する権利、および、宗教教育を受ける権利を有する。

④ 何人も、宗教団体に加入もしくは所属し、宗教的行為をおこない、または、宗教教育を受けることを強制されない。

第二六条（意見および情報の自由）

① 意見および情報の自由は、これを保障する。

② 何人も、その意見を、自由に形成し、妨げられることなく表明し、かつ、流布する権利を有する。

③ 何人も、情報を自由に受領し、一般に接近しうる情報源からそれを入力し、かつ、それを流布する権利を有する。

第二七条（情報媒体 [Medium] の自由）

① 出版、ラジオおよびテレビジョンの自由ならびに催し (Darbietung) および情報を公的に電信技術により流布する他の形態の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これを禁止する。

③ 編集の秘密は、これを保障する。

第二八条（言語の自由）

言語の自由は、これを保障する。

第十九条（初等学校教育への請求権）

充分かつ無償の初等学校教育を請求する権利は、これを保障する。

第二〇条（科学の自由）

科学の教育および研究の自由は、これを保障する。

第二一条（芸芸の自由）

芸芸の自由は、これを保障する。

第二二条（集会の自由）

① 集会の自由は、これを保障する。

② 何人も、集会を組織し、集会に参加し、または、集会に関係をもたない権利を有する。

第二三条（結社の自由）

① 結社の自由は、これを保障する。

② 何人も、結社を形成し、結社に加入し、または所属し、また、結社の活動に関与する権利を有する。

③ 何人も、結社に加入し、または所属することを強制されない。

第二四条（居住の自由）

① スイス人女性およびスイス人男性は、国のいずれの場所にも居住する権利を有する。

② スイス人女性およびスイス人男性は、スイスから出国し、または、スイスに入国する権利を有する。

第二五条（退去、引渡しおよび送還からの保護）

① スイス人女性およびスイス人男性は、スイスから退去させられることはない。また、外国官庁に引き渡されるのは、本人の同意がある場合に限られる。

② 難民は、迫害を受ける国に送還され、または引き渡されない。

③ 何人も、拷問その他残虐で非人道的な処遇もしくは刑罰を受けるおそれがある国に送還されない。

第二六条 (財産権保障)

① 財産権は、これを保障する。

② 公用徴収および公用徴収に相当する財産権制限をおこなう際には、完全な補償がなされなければならない。

第二七条 (経済的自由)

① 経済的自由は、これを保障する。

② 経済的自由は、とくに、職業の選択および私経済的営業活動への自由な参入ならびにその自由な履行を含む。

第二八条 (団結の自由)

① 女性被備者および男性被備者、女性雇傭者および男性雇傭者、ならびに、それらの組織は、その利益を擁護するために集合し、統一体を形成し、また、それに加し、または、それと関係をもたない権利を有する。

② 争議は、可能な限り交渉と斡旋によりこれを收拾しなければならない。

③ ストライキおよびロックアウトは、それが労働関係とかわりがあり、かつ、労働平和を擁護し、または、調停の交渉に導くいかなる義務をも妨げない限りで、許容される。

④ ストライキが禁止される人の範囲については、法律によりこれを定めることができる。

第二九条 (一般的手続保障)

① 何人も、裁判所および行政の審級において、平等かつ正義にかなった処遇と妥当な期間内の裁定とを請求することができる。

② 当事者は、法律上の聴聞を請求することができる。

③ 「訴訟の提起・追行のための」必要な資力に欠ける人は誰でも、その申立に勝ち目がないとみられるものでない限り、無償の裁判を請求することができる。右の状態にある人は、自己の権利の擁護にとつて不可欠である場合には、さらに、

無償の弁護人を付することを請求することができる。

第三〇条（裁判手続）

- ① 自己の事件を裁判手続で裁定されなければならない人は誰でも、法律によつて設置され、権限を有し、独立した、かつ、当事者から中立の裁判所（「による裁判」）を請求することができる。特別裁判所は、これを禁止する。
- ② 民事訴訟の被告となつた人は、その事件を住所地の裁判所で裁定されることを請求することができる。その他の裁判籍については、法律でこれを定めることができる。

- ③ 裁判所の審理および判決の言渡しは、公開される。その例外については、法律でこれを定める。

第三一条（自由の剥奪）

- ① 人の自由は、法律自身によつて定められている場合にのみ、かつ、法律において規定されている方法によつてのみ、これを剥奪することが許される。
- ② 自由を剥奪された人はすべて、遅滞なくかつ理解可能な言語で、自由剥奪の理由および剥奪された人の（「行使しうる」）権利について教示されることを請求することができる。自由を剥奪された人には、その権利を現実に行使する可能性が保障されなければならない。自由を剥奪された人は、とくに、最も身近な親族にその旨を告げる権利を有する。
- ③ 未決勾留中の人はすべて、遅滞なく、女性裁判官または男性裁判官の審理を受けることを請求することができる。女性裁判官または男性裁判官は、同人をさらに勾留し続けるべきか、釈放すべきかを決定する。未決勾留中の人はすべて、妥当な期間内に判決が出されるよう請求することができる。
- ④ 裁判所以外の官庁により自由を剥奪された人はすべて、何時でも、裁判所に訴えを提起する権利を有する。その裁判所は、自由剥奪の法適合性について、可及的速やかに判決する。

第三二条（刑事手続）

- ① 何人も、法的効力のある判決を受けるまでは、無罪とみなされる。

- ② 被告人はすべて、自己に対して提起された起訴について、可及的速やかにかつ包括的に審理がなされるよう請求することが出来る。被告人には、同人の有する防禦権を行使する可能性が確保されなければならない。
- ③ 判決を受けた人はすべて、上級の裁判所に対してその判決を再審理するよう求める権利を有する。ただし、連邦裁判所が唯一の審級として判決した事案については、この限りでない。

第三三条（請願権）

- ① 何人も、官庁に宛て請願をおこなう権利を有する。請願した人には、いかなる損害も加えられない。
- ② 官庁は、請願について、「それを受理したことを」報知しなければならない。

第三四條（政治的権利）

- ① 政治的権利は、これを保障する。
- ② 政治的権利の保障は、自由な意思形成および歪められることのない投票の擁護を含む。

第三五條（基本権の実現）

- ① 基本権は、あらゆる法秩序の中で、これを妥当させなければならない。
- ② 国家的任務の担当者は、基本権に拘束され、その実現に寄与する義務を負う。
- ③ 官庁は、基本権が、それに適している限りで、私人間でも効力をもつよう配慮する。

第三六條（基本権の制限）

- ① 基本権の制限は、法律上の根拠を必要とする。重大な制限は、法律自身の中にこれを規定しなければならない。ただし、深刻で、直接の、かつ他に転じることのできない危険がある場合には、この限りではない。
- ② 基本権の制限は、公益または第三者の基本権の保護〔に資すること〕で正当化されるものでなければならない。
- ③ 基本権の制限は、比例原則に即したものでなければならない。
- ④ 基本権の核心的内容は、不可侵である。

第二章 市民権および政治的権利

第三十七条 (市民権)

- ① 自治体 (Gemeinde) の市民権および邦の市民権を有する人が、スイス女性市民またはスイス男性市民である。
- ② 何人も、その市民権を理由に優遇され、または不利に遇されることはない。ただし、邦立法が、市民ゲマインデおよび団体における政治的権利にかんする規定、ならびに、その財産の分与にかんする規定を別に設けている場合には、この限りではない。

第三八条 (市民権の取得および喪失)

- ① 連邦は、血統、婚姻および養子縁組による市民権の取得および喪失について定める。連邦は、さらに、その他の原因にもとづくスイス人市民権の喪失および再帰化について定める。
- ② 連邦は、邦のする外国人女性および外国人男性の帰化〔「手続」〕について最小限規定を設け、帰化の許可を与える。
- ③ 連邦は、無国籍の子どもについて、その帰化の条件を緩和する。

第三九条 (政治的権利の行使)

- ① 連邦は、全スイスの (eidgenössisch) 事務にかんする政治的権利の行使について、また、邦は、邦および自治体の (kommunal) 事務にかんするそれについて、各々規定を設ける。
- ② 政治的権利は、住所地でこれを使用する。連邦および邦は、例外を定めることができる。
- ③ 何人も、その政治的権利を二つ以上の邦で行使することはできない。
- ④ 邦は、新規移住者が、定住後最長三か月の待機期間ののちはじめて、邦および自治体の事務にかんして投票権を行使することが認められる旨を定めることができる。

第四〇条 (外国在留スイス人女性および外国在留スイス人男性)

- ① 連邦は、外国在留スイス人女性および外国在留スイス人男性について、これら人々の間の関係およびこれら人々とスイスとの関係を促進する。連邦は、右の目的の達成をはかる組織を支持する。
- ② 連邦は、外国在留スイス人女性および外国在留スイス人男性の権利および義務について、とくに、連邦における政治的権利の行使、軍事役務または代替役務を遂行する義務の履行、支援および社会保険にかんして規則を設ける。

第三章 社会目的

第四一条

- ① 連邦および邦は、自己責任と個人の主導を補完して、左の事項に尽力する。
 - a. 誰もが、社会的安全にあずかるようにすること。
 - b. 誰もが、その健康のために不可欠な保護を受けるようにすること。
 - c. 成人と子どもから成る共同体としての家族が、保護されかつ促進されるようにすること。
 - d. 自己の生計を営むための資力を、適切な条件の下での労働により得ることができるようになること。
 - e. 自己およびその家族が負担可能な条件の下で適切な住宅の貸家を見付けることができるようになること。
 - f. 子どもおよび青年ならびに結婚可能な年齢の人が、その能力を形成し、伸展させ、また、さらに発展させることができるようにすること。
 - g. 子どもおよび青年が、自立的で社会的責任を負担できる人に成長するために助成され、また、社会的、文化的小および政治的統合を果たすために支担されるようにすること。
- ② 連邦および邦は、すべての人が、老齢、障害、疾病、災害、失業、母性、孤児および寡婦(夫)であることから惹き起

こされる経済的結果から保護されるよう尽力する。

- ③ 連邦および邦は、憲法上の権限と使用可能な手法とを用いることのできる範囲内で、社会目的の達成のために努力する。
- ④ 社会目的を根拠にして国家の給付を直接に請求する権利を導き出すことは、一切できない。

第三編 連邦、邦および自治体

第一章 連邦と邦の関係

第一節 連邦および邦の任務

第四二条 (連邦の任務)

- ① 連邦は、連邦憲法により割り当てられた任務を遂行する。
- ② 連邦は、統一的規律が許容される任務を引き受ける。

第四三条 (邦の任務)

邦は、邦がいかなる任務をその権限の範囲内にあるものとして遂行するかを決定する。

第二節 連邦と邦の協働

第四四条 (原則)

- ① 連邦および邦は、各々の任務の遂行にあたって相互に支援し、かつ協働する。
- ② 連邦および邦は、相互に配慮し、かつ援助する責任を負う。連邦および邦は、相互に職務上および法律上の救援をおこ

なう。

③ 邦相互間または邦と連邦との間の争議については、可及的に交渉および調停によりこれを收拾する。

第四五条（連邦の意思形成の際の協力）

① 邦は、連邦の意思形成、とくに立法の際に、連邦憲法に準拠して協力する。

② 連邦は、その企画にかんして、邦に対して、適時かつ充分に、情報を提供する。連邦は、邦の利益にかかわりがある場合には、邦の見解を求める。

第四六条（連邦法の釈義〔Umsetzung〕）

① 邦は、憲法および法律に準拠して、連邦法を釈義する。

② 連邦は、邦に、可及的に大きな形成の自由を残し、また、邦の特質を酌量する。

③ 連邦は、連邦法の釈義と結びついた財政上の負担について、連邦が邦に十分な財源を残し、また、適切な財政的均衡に配慮することで、これを酌量する。

第四七条（邦の独立性〔Eigenständigkeit〕）

連邦は、邦の独立性を保障する。

第四八条（邦間の協約〔Vertrag〕）

① 邦は、相互間の協約を締結し、また、共同の組織および制度を創設することができる。邦は、とくに、領域的利益を担う任務の遂行のために諸邦が連合して配慮することができる。

② 連邦は、その権限の範囲内で、関与することができる。

③ 邦間の協約は、連邦の権利および利益ならびに他の邦の権利に反するものであってはならない。協約は、連邦に知らせなければならない。

第四九条（連邦法の優越および遵守）

- ① 連邦法は、それと抵触する邦法に優越する。
- ② 連邦は、邦が連邦法を遵守することを監督する。

第三節 自治体

第五〇条

- ① 地方自治は、邦法を規準にして保障される。
- ② 連邦は、処務をおこなうに際して、自治体に生じうる影響を顧慮する。
- ③ 連邦は、前項の処務に際して、都市および過密状況 (agglomeration) ならびに山岳地域に配慮する。

第四節 連邦保障

第五一条 (邦の憲法)

- ① 邦はすべて、民主的な憲法をもつ。それは、邦民の同意を必要とするものであつて、有権者の多数が要求したときには改正されなければならない。

- ② 邦憲法は、連邦による保障を必要とする。連邦は、邦憲法が連邦法に反していない場合に、これを保障する。

第五二条 (憲法に適合する秩序)

- ① 連邦は、邦の憲法適合的秩序を保護する。
- ② 連邦は、一の邦の秩序が攪乱され、または脅威を受けた場合、および、当該邦が自力でまたは他の邦の助力によつてはその秩序を確保することができない場合に、干渉する。

第五三条 (邦の存立および領域)

- ① 連邦は、邦の存立および領域を擁護する。

- ② 邦の存立の変更は、関係住民、関係邦ならびに国民および全邦 (Sande) の同意を必要とする。
- ③ 邦の領域変更については、関係住民および関係邦の同意、ならびに、連邦決議の形式による連邦議会の認可を必要とする。
- ④ 境界線紛争の解決については、関係邦は、協約によつてこれをおこなうことができる。

第二章 権 限

第一節 対外関係

第五四条 (外務)

- ① 外務は、連邦の管轄事項である。
- ② 連邦は、スイスの独立の保持のために、また、スイスの福利のために、尽力する。連邦は、とりわけ、世界における窮状および貧困の救助のために、人権の尊重のために、また、民主主義の促進のために、諸国民の平和的共存のために、および、自然的生活基盤の維持のために、寄与する。
- ③ 連邦は、邦の権限を尊重し、その利益を保障する。

第五五条 (対外政策の決定への邦の協力)

- ① 邦は、自己の権限または本質的利益にかかわる対外政策の決定の準備に協力する。
- ② 連邦は、邦に対し、適時かつ充分に情報を提供し、邦の見解を聴く。
- ③ 邦の見解は、邦がその権限を侵害されている場合、格別に重視される。この場合には、邦は、適切な方法で国際的処務 (Verhandlung) に協力する。

第五六条 (邦と外国との関係)

① 邦は、その権限領域において、外国と条約を締結することができる。

② 条約は、連邦の権利および利益ならびに他の邦の権利に反したものでないことを要する。邦は、条約を締結する前に、連邦に通知しなければならない。

③ 邦は、下級の外国官庁と直接交渉をもつことができる。その他の場合は、邦のする外国との交渉は、連邦の媒介をとおしてこれをおこなう。

第二節 安全保障、国土防衛、民間防衛

第五七条（安全保障）

① 連邦および邦は、各々の権限の範囲内で、国の安全保障と住民の保護に配慮する。

② 連邦および邦は、国内の安全保障の領域における各々の努力を共同しておこなう。

第五八条（軍）

① スイスは、軍をもつ。軍は、基本的に、非專業原則 (Milizprinzip) にもとづいてこれを組織する。

② 軍は、戦争の防止に資し、平和の維持を担う。また、軍は、国とその住民を防護する。軍は、国内の安全保障に対する重大な脅威を防止し、また、その他の非常事態を克服するにあたって、民生部門の官庁を支援する。その他の任務は、法律によりこれを定める。

③ 軍の出勤は、連邦の管轄事項である。邦は、民生部門の官庁による手立てをもつてしては邦内の安全保障に対する重大な脅威を防止するには不十分である場合、自己の領域における公共の秩序を保持するために、自己の軍団 (Formation) を投入することができる。

第五九条（軍事役務および代替役務）

① スイス人男性はすべて、軍事役務を遂行する義務を負う。市民的代替役務については、法律でこれを定める。

② スイス人女性については、軍事役務は自由意思に委ねる。

③ 軍事役務、代替役務のいずれも遂行しないスイス人男性は、公課を負担する。この公課は、連邦がこれを課し、邦がこれを査定し、徴収する。

④ 連邦は、「役務が」生計に与える損失に対する適切な補償にかんして規則を定める。

⑤ 軍事役務または代替役務を遂行し、その際に健康上の損害をこうむり、または、その生命を失った人は、当人またはその親族に対する連邦の適切な扶助を請求することができる。

第六〇条（軍の組織、訓練および装備）

① 軍事立法ならびに軍の組織、訓練および装備は、連邦の管轄事項である。

② 邦は、連邦法の範囲内で、邦の軍団（の組織・訓練）について、この軍団の将校の任命および昇進について、ならびに、被服および装備の一部の調達について権限を有する。

③ 連邦は、適切な補償の下に、邦の軍事組織を連邦のものとすることができる。

第六一条（民間防衛）

① 武力紛争の影響から人および財産を民生的手段で防護すること（*ziviler Schutz*〔民間防衛〕）にかんして法律を制定することは、連邦の管轄事項である。

② 連邦は、大災害の際の、また、非常事態における民間防衛の出勤にかんする規則を定める。

③ 連邦は、防衛役務を、男性については、義務であると宣言することができる。女性については、この役務は、自由意思に委ねられる。

④ 連邦は、「役務が」生計に与える損失に対する適切な補償にかんして規則を定める。

⑤ 「民間」防衛役務の遂行の際に健康上の損害をこうむり、または、その生命を失った人は、当人またはその親族に対して、連邦の適切な扶助を請求することができる。

第三節 教育、研究および文化

第六二条 (学校制度)

① 学校制度は、邦の権限である。

② 邦は、すべての子どもに開かれた充分な初等学校教育について配慮する。初等学校教育は、義務制であり、国家による指導または監督の下に置かれる。学期は、八月半ばと九月半ばの間にこれを開始する。

第六三条 (職業教育および大学 (Hochschule))

① 連邦は、職業教育にかんして規則を定める。

② 連邦は、工科大学を運営する。連邦は、右以外の大学およびその他の高等教育機関を設立し、運営し、または助成することができる。この助成については、連邦は、対等関係が確保されることを前提にして、これをおこなうことができる。

第六四条 (研究)

① 連邦は、科学研究を振興する。

② この振興については、連邦は、とくに対等関係が確保されることを前提にして、これをおこなうことができる。

③ 連邦は、研究所を設立し、引き受け、または運営することができる。

第六五条 (統計)

① 連邦は、スイスにおける人口、経済、社会、空間および環境の状況および展開にかんする不可欠な統計上のデータをとり、

② 連邦は、官庁の記録の調和および指導にかんして、調査の出費をできる限り小さくするために規則を定めることができる。

第六六条 (教育助成)

- ① 連邦は、邦が、奨学金およびその他の教育扶助のために経済的援助の貢献をすることを認めることができる。
- ② 前項に加えて、連邦は、邦の措置を補完しつつ、かつ、邦の学校高権を擁護しつつ、教育の奨励のための連邦特有の措置を講じることができる。

第六七条（青少年および成人教育）

- ① 連邦および邦は、各々の任務を遂行する際に、子どもおよび青年への特別な奨励と保護の必要とを考慮に入れる。
- ② 連邦は、邦の措置を補完して、子どもおよび青年についての学校外の活動ならびに成人教育を支援することができる。

第六八条（スポーツ）

- ① 連邦は、スポーツ、とりわけ「スポーツのための」教育を奨励する。
- ② 連邦は、スポーツ学校を運営する。
- ③ 連邦は、青年スポーツにかんして規則を定め、また、学校でのスポーツ教育を義務的であると宣言することができる。

第六九条（文化）

- ① 文化の分野にかんしては、邦が権限を有する。
- ② 連邦は、全スイスの利益にかなう文化分野での努力を支援し、また、美術および音楽を、とくに教育の領域において奨励する。

- ③ 連邦は、その任務の遂行に際して、国の文化的、言語的多样性を顧慮する。

第七〇条（言語）

- ① 連邦の公用語は、ドイツ語、フランス語およびイタリア語である。レイトロマン語を用いる人々の交流の場では、レイトロマン語も、連邦の公用語である。
- ② 邦は、自邦の公用語を定める。言語共同体間の協調を保護するために、邦は、領域の伝統的な言語的構成に留意し、また、古くからの言語的少数派に顧慮する。

- ③ 連邦および邦は、言語共同体間の理解および交流を奨励する。
- ④ 連邦は、その特有の任務を遂行するにあたって、多言語邦を支援する。
- ⑤ 連邦は、レイトロマン語およびイタリア語の維持および促進のためにするグラウビュンデンおよびテッシン両邦の措置を支援する。

第七条 (映画)

- ① 連邦は、スイスの映画製作および映画文化を奨励することができる。
- ② 連邦は、映画供給の多様性および質を向上させるための規則を定めることができる。

第七条 (教会と国家)

- ① 教会と国家との関係を規律することは、邦の権限である。
- ② 連邦および邦は、異なつた宗教的共同体の構成単位の間の開かれた平和を擁護するために、各々の権限の範囲内で、措置を講じることができる。
- ③ 司教区は、連邦の認可があつた場合にのみ、これを設定することができる。

第四節 環境および国土計画 (Raumplanung)

第七三条 (持続性)

連邦および邦は、一方では、自然とその更新力との間の、長期にわたつて釣合ひのとれた関係をつくり出し、また他方では、自然を人間による使用に耐えうるようなものとするために努力する。

第七四条 (環境保護)

- ① 連邦は、人間およびその自然的環境を、有害または不快な作用から保護することにかんして、規則を制定する。
- ② 連邦は、前項という作用を回避するために配慮する。回避および除去に要する費用は、発生者が負担する。

③ 邦は、法律がそれを連邦に留保していない限りで、〔第一項の〕規則を施行することにかんする権限を有する。

第七五条（国土計画）

① 連邦は、国土計画にかんする原則を設定する。それは、邦を義務づけ、また、土地の合目的で儉約した利用と国の秩序ある居住地開発に資するものである。

② 連邦は、邦の努力を奨励し、調整し、かつ、邦と協働する。

③ 連邦および邦は、自己の任務を遂行するにあたって、国土計画の必要性を顧慮する。

第七六条（水）

① 連邦は、その権限の範囲内で、水資源の儉約した利用および保全にかんして、ならびに、水の危険な作用の防止にかんして配慮する。

② 連邦は、水資源の保全および開発にかんして、エネルギー発生のための、および冷却目的の水の利用にかんして、ならびに、水の循環へのその他の侵害にかんして、原則を定める。

③ 連邦は、水の保護、適切な残水量の確保、河川工事、ダム設備の保安および開発にかんして規則を制定する。

④ 水資源〔の利用〕は、邦の権限である。邦は、水利用にかんして、連邦立法による制限内で、任務を遂行する。連邦は、自己の交通経営のために水を利用する権利を有する。連邦は、それにかんして使用料および補償金を支払う。

⑤ 国際的な水資源およびそれに関係する使用料にかんしては、連邦が、関係邦の意見を聴取して、これを決定する。邦際的な水資源をめぐる権利について関係諸邦間の一致が得られない場合には、連邦が決定する。

⑥ 連邦は、その任務を遂行する際には、水源地にあたる邦の関心事を顧慮する。

第七七条（森林）

① 連邦は、森林がその保護、利用および福利の機能を全うするために配慮する。

② 連邦は、森林の保護にかんする原則を定める。

③ 連邦は、森林の維持のための措置を促進する。

第七八条（自然および郷土の保全）

① 自然および郷土の保全は、邦の権限である。

② 連邦は、自己の任務の遂行にあつて、自然および郷土の保全にかんする懸案に顧慮する。連邦は、土地状況、地域景観、史跡ならびに自然的記念物および文化的記念物を愛護する。連邦は、右のものに公的利益が認められる場合には、それを完全な形で保存する。

③ 連邦は、自然および郷土の保全のための努力を支担し、また、全スイスの意義をもつ対象を、契約により、または、公用徴収の方法で取得または確保することができる。

④ 連邦は、動物界・植物界の保護のために、また、自然的多様性の中で動・植物の生存域を維持するために規則を制定する。連邦は、根絶の危機に瀕している種を保存する。

⑤ 特別の美観と全スイスの意義を有する湿原および湿原景観は、これを保護する。そこにおいては、施設を建築することも、何らかの形態で建造物を変形することも、これをしてはならない。ただし、保存目的または湿原および湿原景観の従来からの国家経済的利用に資している施設は、この限りではない。

第七九条（漁撈および狩猟）

連邦は、漁撈および狩猟の行為について、とくに、多様な種類の魚類、野生の哺乳類および鳥類の保存のために、原則を定める。

第八〇条（動物の保護）

① 連邦は、動物の保護にかんして規則を制定する。

② 連邦は、とりわけ、左の事項にかんして規律する。

a. 動物の保全および飼育。

- b. 動物実験および動物生体の手術。
- c. 動物の利用。
- d. 動物の輸入および動物製品。
- e. 動物の取扱いおよび動物の輸送。
- f. 動物の死。

- ③ 規則の執行は、法律がそれを連邦に留保していない限りで、邦の権限とする。

第五節 公企業および交通

第八一条（公企業）

連邦は、国の全部または大部分の利益のために、公企業を設立し、または、その設立を支担することができる。

第八二条（道路交通）

- ① 連邦は、道路交通にかんして規則を制定する。
- ② 連邦は、全スイスの意義を有する道路にかんして監督権を行使する。連邦は、どの通過道路を交通のために開かれたものとしておかなければならないかを、定めることができる。
- ③ 公道の使用には、料金を徴収しない。連邦議会は、例外を認めることができる。

第八三条（国道）

- ① 連邦は、国道網の設置とその供用とを確保する。
- ② 邦は、連邦の命令に従い、かつ、その監督の下で国道を建設し、維持する。
- ③ 連邦および邦は、国道の必要経費を共同で分担する。個々の邦の分担部分は、国道による邦の負担、利益および財政能力に従ってこれを決める。

第八四条（アルプス地域の通過往来）（本条には、経過規定が付される。）

① 連邦は、アルプス地域（Alpengebiet）を、通過往来の否定的影響から保護する。連邦は、通過往来による負担を、人、動物および植物ならびにそれらの生存領域が害されない範囲に限定する。

② アルプスに出所を有する・境界から境界にかけての物資の通過往来は、軌条によつてこれをおこなう。連邦参事会は、必要な措置を講じる。事情が不可避である場合に限つて、例外を認める。この例外については、法律により詳細に定めなければならない。

③ アルプス地域における通過道路の受容力は、これを拡大してはならない。通り抜け交通による集落の負担を軽減するためのバイパス〔の建設〕は、この制限から除外する。

第八五条（重量車輛税）（本条には、経過規定が付される。）

① 連邦は、重量車輛に対して、その性能または使用実績に応じた公課を、重量車輛が未だ他の費用または公課で補填されていない一般的な出費の原因となつている場合に限り、徴収することができる。

② 前項の公課の純収入は、それを、道路交通と関連を有する出費の補填に充てなければならない。

③ 邦は、純収入の一部を受け取る。この分与額の算定に際しては、山岳地域および境界地域において右公課を徴収することのもつ特別の影響を考慮しなければならない。

第八六条（燃料に対する消費税およびその他の通行税）

① 連邦は、燃料に対して消費税を課することができる。

② 連邦は、重量車輛税の課税対象でない自動車およびトレーラーによる国道の使用に対して、使用料を課す。

③ 連邦は、燃料に対する消費税の純収入の半分および国道使用料の純収入を、左の、道路交通に関連した任務および出費に充当する。

a. 国道の設置、維持および運営。

b. 連絡を取り合った交通および付随的な自動車輸送の促進と交通の分離のための措置。

c. 主要道路の設置のための負担。

d. 自然の暴威を防ぐ建造物を設け、また、道路交通によって不可欠となった環境および景観の保護のための措置を講じることの負担。

e. 自動車を通ず道路についての邦の負担〔の軽減〕と、道路制度における財政均衡とのための一般的負担。

f. 国道をもたない邦および国際的交通に寄与しているアルプス道路をもつ邦のための負担。

④ 前項の処置が〔前項各号の事項の実施に〕不足する場合には、連邦は、消費税を割り増して徴収する。

第八七条（鉄道およびその他の交通機関）（本条には、経過規定が付される。）

鉄道交通、ロープウェイ、航行にかんする、また、航空および宇宙飛行にかんする法律制定は、連邦の管轄事項である。

第八八条（歩行道および遊歩道）

① 連邦は、歩行および遊歩のための道路網にかんする原則を定める。

② 連邦は、前項の道路網の設置および維持のためにする邦の措置を支担し、また調整することができる。

③ 連邦は、自己の任務を遂行するにあたって、歩行および遊歩のための道路網を考慮し、また、連邦が廃止しなければならない道路について、代替措置を講じる。

第六節 エネルギーおよびコミュニケーション

第八九条（エネルギー政策）

① 連邦および邦は、各々の権限の範囲内において、充分で、拡がりをもち、かつ、安全な、また経済的で環境に支障のないエネルギー供給と、質素かつ合理的なエネルギー消費とのために尽力する。

② 連邦は、現地にあり、かつ更新可能なエネルギー利用と、質素かつ合理的なエネルギー消費にかんして、原則を定める。

③ 連邦は、施設、車輛および機械のエネルギー消費に关する規則を制定する。連邦は、とりわけ、エネルギーの節約と更新可能なエネルギーとの分野において、エネルギー技術の発展を促進する。

④ 家屋内でのエネルギー消費に关する措置については、とりわけ、邦がこれを担当する。

⑤ 連邦は、自己のエネルギー政策において、邦および自治体ならびに経済界の努力を尊重する。連邦は、国内の個々の地域の関係および経済的負担力を考慮に入れる。

第九〇条（原子力エネルギー）（本条には、経過規定が付される。）

原子力エネルギーの領域における法律制定は、連邦の管轄事項である。

第九一条（エネルギーの輸送）

① 連邦は、電気エネルギーの輸送と引渡しに关する規則を制定する。

② 液体または気体の燃料または発動材料の輸送のための配管設備に关して法律を制定することは、連邦の管轄事項である。

第九二条（郵便および電信制度）

① 郵便および電信制度は、連邦の管轄事項である。

② 連邦は、国の全地域における郵便および電信事業によつて充分かつ安価に基本的な提供がなされるよう配慮する。料金は、統一的な原則にもとづいて定められなければならない。

第九三条（ラジオおよびテレヴィジョン）

① ラジオおよびテレヴィジョンに关して、また、催し（Darbietung）および情報を電気通信技術により伝播する他の形態に关して法律を制定することは、連邦の管轄事項である。

② ラジオおよびテレヴィジョンは、教育と文化的発達に、また、自由な意思形成と娯楽に寄与する。ラジオおよびテレヴィジョンは、国の特質と邦の需要を考慮する。ラジオおよびテレヴィジョンは、事件を事実 に即して正しく描写し、見

解の多様さに適合した報道をする。

- ③ ラジオおよびテレビジョンの自律とプログラム編成における自治とは、これを保障する。
- ④ その他の情報伝達手段、とりわけ出版の地位および任務については、これに配慮しなければならない。
- ⑤ プログラム〔編成にかんする〕訴願は、独立の訴願審級で審理を受けることができる。

第七節 経 済

第九四条（経済秩序の原則）

- ① 連邦および邦は、経済的自由の原則を維持する。
- ② 連邦および邦は、スイス全体の経済の利益を擁護し、また、私経済を「発展させることを」とおして、住民の福祉および経済的安全保障に寄与する。
- ③ 連邦および邦は、各々の権限の範囲内で、私経済の「発展の」ための地域的条件に配慮する。
- ④ 経済的自由の基本原則への違反、とりわけ競争に反対して向けられる措置などは、それが、連邦憲法に規定され、もしくは、邦の収益特権 (Regalrecht) の根拠をもつ場合にのみ許容される。

第九五条（私経済的営業活動）（本条には、経過規定が付される。）

- ① 連邦は、私経済的営業活動の遂行にかんして、規則を制定することができる。
- ② 連邦は、統一的なスイスの経済領域（の形成・発展）に配慮する。連邦は、人が学術的訓練によつて、または、連邦、邦もしくは邦の認めた訓練制度をとおして身につけた職業が全スイスにおいて遂行できるようにすることを保障する。

第九六条（競争政策）

- ① 連邦は、国民経済的または社会的に損害を与えるようなカルテルの影響および他の競争の制限に反対する規則を制定する。

② 連邦は、左の目的で措置を講じる。

- a. 私法および公法上の、市場支配力のある企業および組織による価格形成における恣意を阻止するために。
- b. 不当競争に反対するために。

第九七条（女性消費者および男性消費者の保護）

① 連邦は、女性消費者および男性消費者の保護のための措置を講じる。

② 連邦は、消費者組織が利用することのできる法的手段にかんじて規則を制定する。消費者組織は、不当競争〔の防止〕にかんする連邦法律制定の領域において職業・経済団体と同等の権利を有する。

③ 邦は、訴訟物の価格が確定されるまでの争訟にかんじて、調停手続または簡易で即時の法廷手続を定める。訴訟物価格の区分は、連邦参事会がこれを画定する。

第九八条（銀行および保険）

① 連邦は、銀行および証券制度にかんじて規則を制定する。その際に、連邦は、邦銀行のもつ特別の任務および地位を考慮する。

② 連邦は、その他の領域における財政上の職務遂行にかんじて規則を制定することができる。

③ 連邦は、私的保険の制度にかんじて規則を制定する。

第九九条（貨幣・通貨政策）

① 貨幣および通貨制度は、連邦の管轄事項である。貨幣および銀行券の鑄造・発行の権利は、もっぱら連邦がこれを有する。

② スイス国立銀行は、独立の中央銀行として、国の全体利益に資する貨幣・通貨政策を指導する。同銀行は、連邦の協働および監督の下で運営される。

③ スイス国立銀行は、その収入から充分な外貨保有高を確保する。

④ スイス国立銀行の純収入は、少なくともその三分の二が邦に属する。

第一〇〇条（景気政策）

① 連邦は、均衡のとれた景気進展のために、とりわけ、失業および生活費高騰を防止し克服することを目的にして、措置を講じる。

② 連邦は、国の個々の構成単位の経済的發展に顧慮する。連邦は、邦および経済「体」と協働する。

③ 貨幣および信用制度において、対外経済において、ならびに、公財政の領域において、連邦は、やむをえない場合には、経済的自由に違背することができる。

④ 連邦、邦および自治体は、その歳入・歳出政策において景気状況を顧慮する。

⑤ 連邦は、景気安定のために、臨時的に、連邦法上の公課に割増金を付し、または、これを割り引くことができる。供出された資金は、これを凍結させておくことができる。凍結解除の後、直接公課は個人に還元され、間接公課は、割引きまたは労働供給のために転用される。

⑥ 連邦は、企業に、労働供給準備制度の設置を義務付けることができる。連邦は、そのために租税軽減措置を擁護し、また、それにかんして邦に義務を課すこともできる。企業は、右の義務付けが解除された後に、法律の定める利用目的の範囲内で、設置したものを「をいかに利用するか」について自由に決定する。

第一〇一条（対外経済政策）

① 連邦は、外国におけるスイス経済の利益を擁護する。

② 特別の場合には、連邦は、内国経済の保護のために措置を講じる。連邦は、やむをえない場合には、経済的自由の原則に違背することができる。

第一〇二条（国土扶育）（本条には、経過規定が付される。）

① 連邦は、権力政治的または軍事的脅威がある場合に、また、経済が独力で対処しえないような重大な欠乏状況の際に、

生活必需品および働き口を備えた国土扶育を確保する。連邦は、予備的措置を講じる。

② 連邦は、やむをえない場合には、経済的自由の原則に違背することができる。

第一〇三条（構造的政策）（本条には、経過規定が付される。）

連邦は、経済的に危機に瀕している・国の構成単位を支担し、また、経済の各部門と職業について、その存立の保障を目的とした期待しうる自助の措置が間に合わない場合には、これを助成することができる。

第一〇四条（農業）

① 連邦は、農業が持続的で市場に適合的な生産をとおして左の事項のために本質的な寄与をすべく、配慮する。

a. 全住民に対して確実な生活保障をおこなうこと。

b. 自然的生活基盤を維持し、人工的景観を育成すること。

c. 国土全体に集中的でない状態で人口分布をすること。

② 連邦は、農業の自助が期待できる場合にはこれを補完して、また、やむをえない場合には経済的自由の原則に違背して、土地統制的な・農民による経営を奨励する。

③ 連邦は、農業がその多機能的課題を達成するために、措置を講じる。連邦は、とりわけ、左の権限および課題を有する。

a. 連邦は、生態学上の業績証明がなされることを前提にして、達成された成果にふさわしい報酬を農民に得させるために、直接的支払いにより、農民の収入を補完する。

b. 連邦は、とりわけ、自然に親密で環境および動物に好意的な生産方式を、経済的に引き合う刺激によって奨励する。

c. 連邦は、食料品について、その製造元、品質、製造方法および加工工程を明示することにかんする規則を制定する。

d. 連邦は、肥料材料、化学製品およびその他の補助材料によつて増大した侵害から、環境を保護する。

e. 連邦は、農業にかんする研究、討論および訓練を奨励し、調査の助成をおこなうことができる。

f. 連邦は、農民の土地所有を安定化するための規則を制定することができる。

④ 連邦は、前項までに示した課題を達成するために、農業分野での目的の定まった手段および一般的な連邦の手段を用いる。

第一〇五条（アルコール）

蒸留酒の製造、輸入、精製および販売は、連邦の管轄事項である。連邦は、とりわけ、アルコール消費のもたらす有害な効果を斟酌する。

第一〇六条（賭博）（本条には、経過規定が付される。）

① 賭博および富籤にかんする法律の制定は、連邦の管轄事項である。

② 賭博場の開設と経営については、連邦の許可を必要とする。連邦は、許可を付与するにあたっては、地域的条件および賭博のもたらす危険を顧慮する。

③ 連邦は、収益に応じた賭博場税を課す。同税は、賭博場経営から生じた賭博収益の総額の八〇パーセントを超えてはならない。同税は、老齢・遺族・障害保険への連邦分担金の支弁のために、これを充てる。

④ 高収益の可能な熟練を要する賭博機の〔導入の〕許可は、邦の権限である。

第一〇七条（武器および軍需資材）

① 連邦は、武器、武器の付属部品および弾薬類の濫用を規制するための規則を制定する。

② 連邦は、軍需資材の製造、調達および販売ならびに輸入、輸出および通過輸送にかんする規則を制定する。

第八節 住宅、労働、社会保険および保健

第一〇八条（住宅建設および住宅所有の促進）

① 連邦は、私人の自己所有を推進するための住宅の建設ならびに住宅および家屋の所有と、共同使用の住居用建物の管理者および組織の活動を助成する。

- ② 連邦は、とりわけ、住宅建設のための土地の調達と開発、住宅建設の合理化と低廉化および住宅費用の低廉化を促進する。
- ③ 連邦は、住宅建設のための土地開発と建設の合理化とにかんする規則を制定することができる。
- ④ 連邦は、前項までのことをするにあたっては、とくに家族、老齡者、貧困者および障害者に配慮する。

第二〇九条（貸家制度）

- ① 連邦は、貸家制度における濫用、とくに法外な家賃に対抗する規則、ならびに、法外な解約告知を取り消されうるものとする、および、賃貸借関係を期限を付して延長することにかんする規則を、制定する。

- ② 連邦は、概括的賃貸借契約の一般拘束的効力にかんして規則を制定することができる。右契約は、それが、理由のある少数者の利益と地域的多様性とを適切に斟酌しており、かつ、法的平等を侵害していない場合に限り、一般拘束的効力をもつものと宣言することが許される。

第二一〇条（労働）（本条第三項には、経過規定が付される。）

- ① 連邦は、左の事項について規則を制定することができる。

- a. 女性労働者および男性労働者の保護。
- b. 使用者側と労働者側との関係、とくに経営上および職業上の関心事についての一般的規律にかんして。
- c. 職業紹介。

d. 共同労働協約（Gesamtarbeitsvertrag）が一般拘束的であることの宣言。

- ② 共同労働協約は、それが、理由のある少数者の利益と地域的多様性とを適切に斟酌しており、かつ、法的平等と結社の自由（Kathionsfreiheit）とを侵害していない場合に限り、一般拘束的効力をもつものと宣言することができる。

- ③ 八月一日は、連邦休日である。同日は、労働法上、日曜日と同等に扱い、有給とする。

第二一二条（老齡・遺族および障害への配慮）（本条には、経過規定が付される。）

- ① 連邦は、老齡・遺族および障害への充分な配慮のための措置を講じる。これらの措置は、三つの支柱、すなわち、連邦

保険、遺族および障害保険、職業保険および個人加入保険にその基礎を置く。

- ② 連邦は、連邦老齢・遺族および障害保険ならびに職業保険が各々の目的を永続的に実現することができるよう配慮する。
- ③ 連邦は、邦に対し、連邦老齢・遺族および障害保険ならびに職業保険の制度にかんして納税義務を免除し、また、右保険にかかわる女性雇傭者および男性雇傭者に、分担金および期待権的な請求権にかんして租税軽減を保障する義務を負わせることができる。

- ④ 連邦は、個人加入保険について、邦と協働して、とりわけ財政・財産政策上の措置により、これを奨励する。

第一二二条（老齢・遺族および障害保険）（本条には、経過規定が付される。）

- ① 連邦は、老齢・遺族および障害保険にかんする規則を制定する。
- ② 連邦は、規則制定にあつては、左の原則を顧慮する。
- a. 保険は、義務的であること。
- b. 年金は、生存の必要を十分に充たすものでなければならぬこと。
- c. 最高額の年金は、最低額の年金の二倍を超えてはならないこと。
- d. 年金〔の額〕は、少なくとも、物価変動に即応したものとされなければならないこと。
- ③ 保険の財源は、左のものによつてこれをまかなう。
- a. 女性雇傭者および男性雇傭者がその女性被傭者および男性被傭者のためにその半額を負担するところの、被保険者による保険料。
- b. 連邦、および、法律に定めがある場合には邦による支出。
- ④ 連邦および邦の支出は、合わせて、経費の半額を超えてはならない。
- ⑤ 連邦の支出は、まず、煙草税および蒸留酒への租税の純収入と、また、賭博場の経営への公課とによつて、これをまかなう。

⑥ 連邦は、障害者の社会復帰を助成し、また、老齡者、遺族および障害者のためになされる努力を援助する。この目的を達成するためには、連邦は、老齡・遺族および障害保険から資金を引き出すことができる。

第一二三条（職業保険（Berufliche Vorsorge））（本条には、経過規定が付される。）

① 連邦は、職業保険にかんする規則を制定する。

② 連邦は、規則制定にあたっては、左の原則を顧慮する。

a. 職業保険は、老齡・遺族および障害保険と連携しつつ、適切な方法により、通常の生活水準の維持を可能とするものであること。

b. 職業保険は、女性被備者および男性被備者には義務的であること。

c. 女性雇備者および男性雇備者が、その雇備する女性被備者および男性被備者を、一つの保険制度によって保護すること。必要な場合には、連邦は、右雇備者が、女性被備者および男性被備者を一つの連邦保険制度で保護することができるようにする。

d. 自営業者は、任意に職業保険に加入することができること。

e. 自営業者の一定の集団に対しては、連邦は、一般的にまたは個別の保険事故にかんして、職業保険が義務的である旨を宣言することができる。

③ 職業保険の財源は、女性雇備者および男性雇備者が、その女性被備者および男性被備者の保険料の少なくとも半額を負担するところの、被保険者による保険料によってこれをまかなう。

④ 保険制度は、連邦法の定める最低必要条件を充たしていなければならない。連邦は、特別な課題の解決のために、全スイスに（gesamtschweizerisch）適用される措置を定めることができる。

第一二四条（失業保険）

① 連邦は、失業保険にかんする規則を制定する。

② 連邦は、規則制定にあたっては、左の原則を顧慮する。

- a. 「失業」 保険は、適切な収入の補填を保障し、また、失業を防止し克服するための措置を支持するものであること。
- b. 加入は、女性被傭者および男性被傭者に義務付けられること。ただし、法律により、例外を定めることができる。
- c. 自営業者は、任意に加入することができること。

③ 「失業」 保険の財源は、女性雇傭者および男性雇傭者がその女性被傭者および男性被傭者のためにその半額を負担するところの、被保険者による保険料によつてこれをまかなう。

④ 連邦および邦は、異常事態にあつては、財政的給付を「失業保険に」指し向ける。

⑤ 連邦は、失業救済にかんする規則を制定することができる。

第二一五条 (貧困者援護)

貧困者については、居住邦がその援護にあたる。連邦は、例外および権限を定める。

第二一六条 (家族手当および母性保険)

① 連邦は、自己の任務の遂行に際して、家族〔保護〕の必要を顧慮する。連邦は、家族の保護のための措置を支持することができる。

② 連邦は、家族手当にかんする規則を制定し、連邦の家族手当調整金庫を運営することができる。

③ 連邦は、母性保険を設ける。連邦は、保険給付の利益を享受しえない人にも保険料〔の納付〕を義務付けることができる。

④ 連邦は、家族手当調整金庫および母性保険への加入を、一般的に、または個別の住民集団について義務的である旨宣言することができる。また、連邦の財政負担を、邦の適切な財政負担に応じたものとするすることができる。

第二一七条 (疾病・災害保険)

① 連邦は、疾病・災害保険にかんして、規則を制定することができる。

② 連邦は、疾病・災害保険〔への加入〕を、一般的に、または個別の住民集団について義務的である旨宣言することができる。

きる。

第二一八条（健康の保全）

① 連邦は、その権限の範囲内で、健康の保全のための措置を講じる。

② 連邦は、左の事項にかんして規則を制定する。

- a. 食料品の範囲、ならびに、健康に有害な薬品、麻酔剤、微生物、化学製品および奢侈品の範囲。
- b. 人間および動物に伝染し、強く拡散し、または悪質な病気の克服。
- c. イオン化放射線からの保護。

第二一九条（人間の領域における生殖医学および遺伝子技術）

① 人間は、これを生殖医学および遺伝子技術の濫用から保護する。

② 連邦は、人間の胚形質・遺伝形質の關係領域にかんする規則を制定する。連邦は、その際、人間の尊嚴、人格および家族の保護に配慮し、とりわけ、左の諸原則を顧慮する。

- a. 人間の胚細胞および胎児の遺伝形質への侵害を許容しないこと。
- b. 人間のものでない胚形質・遺伝形質を人間の胚形質の中に混入し、または、両者を配合してはならないこと。
- c. 生殖補助の手続は、妊娠不能または重大な病気の伝染の危険を除くのに他に手段のない場合に、かつ、子どもに一定の特質をもたらす目的や研究を促進する目的でない場合にのみ、用いられてよいこと。女性の体外で人間の卵細胞に受精させることは、法律により定められるべき条件の下でのみ許容されること。ただし、相当多数の人間の卵細胞を女性の体外で胚へと成長させてよいのは、それを即時に女性に移植させることができる場合に限られること。
- d. 胎児の寄贈、および、あらゆる種類の代理母は、許容されてはならないこと。
- e. 人間の胚形質や、胎児から生じるものをもって取引の対象としてはならないこと。
- f. 人間の遺伝形質が検査され、記録され、または公開されてよいのは、本人の同意があるか、法律の規定にもとづく場

合に限られること。

g. 人が自己の血統にかんする記録を入手することが、保障されなければならないこと。

第二二〇条 (人間以外の領域における遺伝子技術)

- ① 人間およびその環境は、これを遺伝子技術の濫用から保護する。
- ② 連邦は、動物、植物その他生物の胚形質・遺伝形質の関係領域にかんする規則を制定する。その際、連邦は、被造物の尊厳 (Würde der Kreatur) ならびに人間、動物および環境の保全を顧慮し、かつ、動・植物の形態の遺伝子上の多様性を保護する。

第九節 女性外国人および男性外国人の滞在および定住

第二二二条

- ① 外国人女性および外国人男性の入・出国、滞在および定住ならびに難民の保護にかんする法律の制定は、連邦の管轄事項である。
- ② 国の安全を危うくする外国人女性および外国人男性は、これを国外追放することができる。

第一〇節 民法法・刑事法・測量制度

第二二三条 (民法法)

- ① 民法法の領域における法律制定は、連邦の管轄事項である。
- ② 民事における裁判所組織、裁判手続および判決については、邦が権限を有する。
- ③ 法的効力を有する民事判決は、全スイス (ganze Schweiz) において執行することができる。

第二二三条 (刑事法)

- ① 刑事法の領域における法律制定は、連邦の管轄事項である。
- ② 連邦は、邦が左の事項について寄与することを保障する。

- a. 「刑事法領域の公共」 施設の設定。

- b. 刑罰および措置の執行の改善。

- c. 少年、青年および年少成人への教育上の措置を執行する施設。

- ③ 刑事における裁判所組織、裁判手続および判決については、邦が権限を有する。

第二四条 (犯罪被害者の救助)

連邦および邦は、犯罪行為によつて自己の身体的、精神的または性的に無傷である状態を侵害された人が救助を受けるよう、また、その人が犯罪行為によつて経済的困難に陥つた場合、適切に補償されるよう、配慮する。

第二五条 (測量制度)

測量制度にかんする法律の制定は、連邦の管轄事項である。

第三章 財政秩序

第二六条 (連邦会計の執行) (本条には、経過規定が付される。)

- ① 連邦は、その歳入および歳出を、継続的に均衡がとれるよう保持する。

- ② 連邦は、貸借対照表に欠損が生じたときには、これの解消にあたる。その際、連邦は、経済状況を顧慮する。

第二七条 (課税原則)

- ① 租税の構成、とくに納税義務者の範囲、租税の対象およびその割当てについては、その基本的事項は、法律自身で定めなければならない。

② 租税の性質については、とりわけ、課税の一般性および均等性の原則ならびに経済的負担能力に相応した課税の原則が顧慮されなければならない、それが充たされる限りで、租税として認められる。

③ 邦間の二重課税は、これを禁止する。連邦は、必要な措置を講じる。

第二二八条（直接税）（本条には、経過規定が付される。）

① 連邦は、左の直接税を課す。

a. 自然人の所得に対して最高限度一一・五パーセント。

b. 法人の純収入に対して最高限度九・八パーセント。

c. 法人の資本および準備金に対して最高限度一〇〇分の〇・八二五。

② 連邦は、税率を確定するにあたっては、邦および自治体の直接税による負担を相応に斟酌する。

③ 自然人の所得に対する租税にかんしては、機械的な累進のもたらす結果を、時限を設けて調整しなければならない。

④ 租税は、邦が税額の査定および徴収をおこなう。租税の総収入の一〇分の三は、邦が入手する。そのうちの少なくとも六分の一は、邦間の財政均衡をはかるためにこれを用いる。

第二二九条（租税調和）

① 連邦は、連邦、邦および自治体の間に直接税の調和をはかることにかんして、原則を定める。連邦は、邦のする〔租税〕調和のための努力を考慮する。

② 〔租税〕調和は、納税義務、賦課対象および納付期限、手続法ならびに租税刑事法に及ぶ。ただし、とくに税率、課税限度および免除額は、〔租税〕調和の対象から除く。

③ 連邦は、不当な租税優遇措置に対抗する規則を制定することができる。

第二三〇条（付加価値税）（本条には、経過規定が付される。）

① 連邦は、課税対象の納入、自己消費のためのものを除くサービス行為および輸入に対して、六・五パーセントを上限と

して、付加価値税を課することができる。

② 税収入の五パーセントは、低所得者層に対する免税措置に、これを充てる。

③ 国民の年齢構成の高齢化によって老齢・遺族および障害保険の財政が維持されなくなったときは、売上税の率を、連邦法律の形式で、一パーセントを上限として、引き上げることができる。

(本条の定める権限は、立法者がこれを使用する。参照、遺族保険・障害者保険のための付加価値税の税率にかんする一九九八年三月二〇日の連邦決議〔S 1998-1803〕。それにもとづいて、一九九九年一月一日に発効した付加価値税の税率は、七・五%〔通常率〕、二・三%〔減輕率〕および三・五%〔宿泊業務についての特別率〕となった。)

第二二条 (特別消費税) (本条には、経過規定が付される。)

① 連邦は、左のものに対して特別消費税を課することができる。

- a. 煙草および煙草製品。
- b. 蒸留酒。
- c. ビール。
- d. 自動車およびその部品。

e. 石油、その他鉱油、天然ガスおよびそれらを精製して得られる製品ならびに燃料。

② 連邦は、燃料に対する消費税を増徴することができる。

③ 蒸留酒に課せられた租税から得られる連邦の純収入のうち、邦が一〇パーセントを受け取る。この資金は、中毒問題の根源および作用を克服するためにこれを用いる。

第二三条 (印紙税および為替税) (本条には、経過規定が付される。)

① 連邦は、有価証券、保険料受領証およびその他の商取引の証書に対して、印紙税を課することができる。ただし、土地取引証書および土地抵当証書は、印紙税の対象から除かれる。

② 連邦は、動産たる資本財産による収益、富籤の賞金および保険給付金に対して、清算税を課することができる。

第二三条 (関税)

国境を越える商品流通に対する関税およびその他公課にかんする法律の制定は、連邦の管轄事項である。

第二四条 (邦および自治体による課税の排除)

連邦立法が付加価値税、特別消費税、印紙税および為替税の対象としたものまたは非課税としたものは、邦および自治体に対しては、同種類の租税の形でこれを課することはできない。

第二五条 (財政均衡)

① 連邦は、各邦間の財政均衡を促進する。

② 連邦は、「邦間の財政均衡をはかるための」連邦の寄与を提供するにあたっては、邦の財政能力および山岳地域を考慮する。

第四編 国民および邦

第一章 一般規定

第二六条 (政治的権利)

① 連邦の管轄事項にかんする政治的権利は、一八歳以上であつて、かつ、精神的疾病または知的障害で行為能力の剝奪宣言を受けていることのないスイス人女性およびスイス人男性に属する。この人々はすべて、同等の政治的権利および義務を有する。

② 前項のスイス人は、国民院議員選挙および連邦の選挙に参加し、また、連邦の諸問題にかんする国民イニシアティブおよびレファレンダムについて、これを提起しまたそれに署名することができる。

第三七条（政党）

政党は、国民の意見および意思の形成につき協働する。

第二章 イニシアティブおよびレファレンダム

第三八条（連邦憲法全面改正への国民イニシアティブ）

① 一〇万人の有権者は、連邦憲法の全面改正を提案することができる。

② 右の請求は、国民の投票に付さなければならない。

第三九条（連邦憲法部分改正への国民イニシアティブ）

① 一〇万人の有権者は、連邦憲法の部分改正を提案することができる。

② 連邦憲法の部分改正を求める国民イニシアティブは、一般的発議の形式または完成された草案の形式のいずれかをとることができる。

③ イニシアティブが、形式の統一性、題材の統一性に欠け、または、国民の権利にかんする強行規定に反している場合には、連邦議會は、それを全部または一部無効である旨宣言する。

④ 連邦議會は、一般的発議の形式で提案されたイニシアティブに同意した場合には、イニシアティブの意味に即した部分改正〔案〕を作成し、それを国民および邦の投票に付さなければならない。このイニシアティブに同意しない場合には、連邦議會は、それを国民の投票に付し、国民は、このイニシアティブが受容されるべきか否かを決定する。是認されたならば、連邦議會は、相応の〔連邦憲法部分改正〕案を作成する。

⑤ 完成された草案の形式で提案されたイニシアティブは、国民と邦の投票に付される。連邦議会は、このイニシアティブが採択されるべきか拒否されるべきかについて、勧告をおこなう。拒否を勧告する場合、連邦議会は、このイニシアティブに対抗草案 (Gegenwurf) を添付することができる。

⑥ 国民と邦は、イニシアティブと対抗草案について、同時に投票する。有権者は、右提案の双方に賛成票を投じることができる。両提案とも採択された場合には、連邦議会は、いずれを優位させるかについて自己の態度を表明するが、それにあたっては、一の提案が国民の多数の票を獲得し、他の提案が邦の多数の票を獲得している場合には、いずれの提案も発効させることができない。

第一四〇条 (義務的レファレンダム)

① 左の事項は、これを国民と邦の投票に付す。

a. 連邦憲法の改正。

b. 集団的安全保障機構または超国家的共同体への加盟。

c. 憲法にもとづかず、かつ、一年を超えて効力を有する、緊急と宣言された連邦法律。この連邦法律は、連邦議会による採択ののち一年以内にこれを〔国民と邦の〕投票に付さなければならない。

② 左の事項は、これを国民の投票に付す。

a. 連邦憲法の全面改正を求める国民イニシアティブ。

b. 連邦議会によって否決された、一般の発議の形式における連邦憲法部分改正を求める国民イニシアティブ。

c. 連邦憲法の全面改正をおこなうか否かの問題で、〔連邦議会〕両院の一致をみていない場合。

第一四一条 (任意的レファレンダム)

① 左の事項は、五万人の有権者または八邦の請求にもとづいて、これを国民の投票に付す。

a. 連邦法律。

- b. 一年を超えて効力を有する、緊急と宣言された連邦法律。
 - c. 任意的レフアレンダムに付すことが憲法または法律で定められている連邦決議。
 - d. 左の内容をもつ国際条約。
 1. 期限が付されず、かつ、終了通告権が留保されていないもの。
 2. 国際機構への加盟を定めているもの。
 3. 多国間の統一化を惹起するもの。
- ② 連邦議会は、その他の国際条約についても、これを任意的レフアレンダムに付すことができる。
- 第一四二条（過半数の必要）
- ① 国民の投票に付された請求は、それについて投票者の過半が賛成をしたときに採択される。
 - ② 国民と邦の投票に付された請求は、それについて投票者の過半と邦の過半が賛成を示したときに採択される。
 - ③ 国民投票の邦毎の結果は、当該邦の投票とみなされる。
 - ④ オプヴァルデン、ニートヴァルデン、バーゼル都市部、バーゼル農村部、アツペンツェル・アウサーローデンおよびアツペンツェル・インナーローデンの各邦は、それぞれ二分の一の邦投票〔権〕を有する。

第五編 連邦官庁

第一章 一般規定

第一四三条（被選任権）

国民院、連邦参事会および連邦裁判所〔の各成員〕は、すべての有権者がこれに選任される資格を有する。

第一四四条（兼職禁止）

① 国民院議員、全邦院議員、連邦参事会閣僚ならびに連邦裁判所女性裁判官および男性裁判官は、同時に右のうちの他の官庁の一員となることはできない。

② 連邦参事会閣僚および連邦裁判所の専任の裁判官は、連邦のものであれ、邦のものであれ、いかなる他の官職にも就いてはならず、また、その他何らの営業活動もおこなってはならない。

③ その他の兼職禁止については、法律でこれを定める。

第一四五条（任期）

国民院議員および連邦参事会閣僚ならびに女性連邦官房長官および男性連邦官房長官は、四年の任期で選任される。連邦裁判所の女性裁判官および男性裁判官については、任期は六年である。

第一四六条（国家賠償）

連邦は、その機関が職務行為の遂行にかんして違法に惹起した損害について、その責に任じる。

第一四七条（意見聴取手続）

邦、政党および利益団体は、重要な法令およびその他多大の影響をもつ計画、ならびに重要な国際条約が準備される際には、意見を聴取される機会を得る。

第二章 連邦議会 (Bundesversammlung)

第一節 組織

第一四八条（地位）

① 連邦議会は、国民および邦の権利を留保して、連邦における最高の権力を行使する。

② 連邦議会は、国民院 (Nationalrat) および全邦院 (Ständerat) の二院から成る。両院は、相互に対等である。

第一四九条 (国民院の構成と議員の選任)

① 国民院は、二〇〇名の国民代表から成る。

② 議員は、国民により、直接選挙で、比例の原則にもとづいて選ばれる。議員は、四年毎にこれを改選する。

③ 各邦は、一つの選挙区を形成する。

④ 議席は、住民人口に応じて邦に配分される。いずれの邦も、少なくとも一議席を有する。

第一五〇条 (全邦院の構成と議員の選出)

① 全邦院は、四六名の邦代表から成る。

② オプヴァアルデン、ニートヴァアルデン、バーゼル都市部、バーゼル農村部、アツペンツェル・アウサーローデンおよびアツペンツェル・インナーローデンの各邦は、それぞれ一名の女性議員または男性議員を選出する。その他の邦は、それぞれ二名の議員を選出する。

③ 全邦院議員の選出〔の方法〕は、邦がこれを定める。

第一五一条 (会期)

① 両院は、原則として、会期毎に集会する。招集にかんする事項は、法律でこれを定める。

② 一院の四分の一の議員または連邦参事会は、臨時の会期に両院を招集することを要求することができる。

第一五二条 (議長)

各院は、それぞれの議員の中から、一年の任期で、一名の女性議長または男性議長ならびに女性第一副議長または男性第一副議長および女性第二副議長または男性第二副議長を選任する。次年度における再任は、これを行うことができない。

第一五三条 (議会委員会)

- ① 各院は、それぞれの議員から成る委員会を設ける。
- ② 合同委員会については、法律により、それにかんする定めをすることができる。
- ③ 法制定の性質をもたない権限については、法律により、これを委員会に付託することができる。
- ④ 委員会は、その任務の遂行のために、照会権、閲覧権および調査権限を有する。その範囲については、法律で定める。

第一五四条（会派）

連邦議会の議員は、会派を形成することができる。

第一五五条（議会の機関）

連邦議会は、議会の機関を自由に動かす。連邦議会は、連邦行政の各部署を召喚することができる。詳細は、法律でこれを定める。

第二節 手 続

第一五六条（各別の活動）

- ① 国民院および全邦院は、各々別個に活動する。
 - ② 連邦議会の決議が成立するには、両院の合意を必要とする。
- 第一五七条（共同の活動）
- ① 国民院および全邦院は、左の事項にかんしては、女性国民院議長または男性国民院議長の下で、連合連邦議会（Vereinigte Bundesversammlung）として、共同して活動する。

- a. 「連邦参事会閣僚等を」選任すること。
- b. 最高連邦諸官庁間の権限争議を裁定すること。

c. 恩赦を言い渡すこと。

② 連合連邦議会は、前項に加えて、特別の機会に、かつ、連邦参事会の説明を受けるために集会する。

第二五八条（会議の公開）

両院の会議は、公開する。法律により、例外を定めることができる。

第二五九条（活動能力および多数決の必要）

① 両院は、各々の議員の過半数が出席している場合に、有効に活動することができる。

② 各院において、また連合連邦議会においては、投票者の過半数で決定をおこなう。

③ ただし、左の事項については、各院の総議員の過半数の賛成を必要とする。

a. 連邦法律について緊急であることの宣言。

b. 補助金規定ならびに債務信用および二〇〇〇万フランを超える一回限りの新規の支出または二〇〇万フランを超える

反復的な新規の支出をもたらず支出範囲〔の議決〕。

④ 連邦議会は、前項第b号の金額を、命令により、物価騰貴に適合させることができる。

第二六〇条（イニシアティブ〔議案提出〕権および提案権）

① すべての両院議員、すべての会派、すべての議会委員会およびすべての邦は、連邦議会に対して議案を提出する権利を有する。

② 両院議員および連邦参事会閣僚は、議題となつている問題について、動議を提出する権利を有する。

第二六一條（訓令の禁止）

① 連邦議会議員は、いかなる指令も受けることなく投票する。

② 連邦議会議員は、利益〔団体による〕拘束から自由である。

第二六二条（特権）

- ① 連邦議会議員および連邦参事会閣僚ならびに女性連邦官房長官または男性連邦官房長官は、その意見表明にかんして、両院およびその機関から法的に責任を問われることはない。
- ② 前項以外の種類の特権については、法律がこれを定め、より広い範囲の人に及ぼすことができる。

第三節 権 限

第一六三条（連邦議会の法令の形式）

- ① 連邦議会は、立法を連邦法律または命令の形式で公布する。
- ② 前項以外の法令は、連邦決議の形式で発せられる。レフアレンダムに付されない連邦決議は、これを単純連邦決議と呼ぶ。

第一六四条（法律制定）

- ① 重要な立法はすべて、連邦法律の形式で公布しなければならない。とくに、左の事項にかんする基本的規定は、法律形式による。
 - a. 政治的権利の行使。
 - b. 憲法上の権利の制限。
 - c. 人の権利および義務。
 - d. 納税義務者の範囲ならびに租税の対象および配分。
 - e. 連邦の任務および給付。
 - f. 連邦法の邦法への移換およびその執行の際の邦の義務。
 - g. 連邦官庁の組織および手続。
- ② 法制定の権限は、それが連邦憲法によって禁じられていない限りで、連邦法律により、これを〔邦に〕委譲することが

できる。

第一六五条（緊急の場合の法律制定）

① 施行の延引が許されない連邦法律は、各院の総議員の過半数により、直ちにこれに効力を生じさせることができる。その効力には期限が付されなければならない。

② 緊急と宣言された連邦法律に対して国民投票が要求された場合には、それが一年以内に国民によつて承認されない限り、連邦議会による採択の後一年で効力を失う。

③ 緊急と宣言された連邦法律で憲法にもとづかないものは、それが一年以内に国民と邦によつて承認されない限り、連邦議会による採択の後一年で効力を失う。この法律には、期限が付されなければならない。

④ 緊急と宣言された連邦法律で、投票によつて採択されなかったものは、これを更新することができない。

第一六六条（対外関係および条約）

① 連邦議会は、対外政策の形成に関与し、また、外国との関係の保全を監督する。

② 連邦議会は、国際法上の条約を承認する。ただし、法律または国際法上の条約にもとづいて連邦参事会が締結権限を有している条約については、この限りでない。

第一六七条（財政）

連邦議会は、連邦の支出を決定し、概算を確定し、また、国家会計について検査する。

第一六八条（選任）

① 連邦議会は、連邦参事会閣僚、女性連邦官房長官または男性連邦官房長官、連邦裁判所の女性裁判官および男性裁判官ならびに（スイス軍）将軍を選任する。

② 連邦議会が、前項のほかにも、選任を「自ら」おこない、または、（他の機関のした選任を）裁可することについては、法律でこれを定めることができる。

第一六九条（監督）

① 連邦議会は、連邦参事会および連邦行政、連邦の裁判所ならびにその他連邦の任務の支担機関に対し、監督をおこなう。

② 「議会の」監査委員会が〔前項の監督を目的として〕法律の定める特別の委員派遣をおこなう場合、〔被監督機関は〕これに対していかなる秘密保持義務も持ち出すことはできない。

第一七〇条（実効性の審査）

連邦議会は、連邦の措置を、その実効性にかんして審査することについて、配慮する。

第一七一条（連邦参事会への委託）

連邦議会は、「その任務を」連邦参事会に委託することができる。その詳細、とりわけ、連邦議会在連邦参事会の権限領域において影響を及ぼすことのできるような仕組みを、法律で定める。

第一七二条（連邦と邦との関係）

① 連邦議会は、連邦と邦との関係を維持するために配慮する。

② 連邦議会は、邦憲法の保障にあたる。

③ 連邦議会は、邦間の協約および外国との間の条約について、連邦参事会または他の邦が異議を申し立てた場合は、これを承認する〔役割を引き受ける〕。

第一七三条（その他の任務と権限）

① 連邦議会は、以上に加えて、左の任務と権限を有する。

a. 連邦議会は、スイスの対外的安全、独立および中立の保持のための措置を講じる。

b. 連邦議会は、国内の安全を保障するための措置を講じる。

c. 異常な事態で必要とされるときには、連邦議会は、本項第 a・b 各号にもとづく任務を遂行するために、命令または

單純連邦決議を制定することができる。

- d. 連邦議會は、現役〔の軍務〕(Aktivdienst)の整序につとめ、そのために軍またはその一部を動員する。
 - e. 連邦議會は、連邦法を施行するための措置を講じる。
 - f. 連邦議會は、現に提示されている国民イニシアティブの有効性について判定する。
 - g. 連邦議會は、重要な国家活動を計画するにあつて、これに協働する。
 - h. 連邦議會は、連邦法律が明示的に定めている範囲で、個別の行為にかんして裁判する。
 - i. 連邦議會は、最高連邦諸官庁間の権限争議を裁判する。
 - k. 連邦議會は、恩赦を言い渡し、大赦について決定する。
- ② 連邦議會は、以上に加えて、連邦の権限に属しかつ他の官庁のものとなされていない事項を扱う。
- ③ 連邦議會は、法律により、その他の任務および権限を連邦議會に委譲することができる。

第三章 連邦参事会 (Bundesrat) および連邦行政

第一節 組織および手続

第一七四条 (連邦参事会)

連邦参事会は、連邦の最高の執行的かつ指導的官庁である。

第一七五条 (構成と選任)

- ① 連邦参事会は、七名の閣僚から成る。
- ② 連邦参事会閣僚は、連邦議會により、国民院の総選挙毎に選任される。
- ③ 同一邦から一名を超える閣僚を選任することはできない。

第一七六条 (議長)

① 女性連邦大統領または男性連邦大統領は、連邦参事会の議長職を掌理する。

② 連邦参事会の女性連邦大統領または男性連邦大統領および女性副大統領または男性副大統領は、連邦参事会閣僚の中から、一年の任期でこれを選任する。

③ 翌年度における再任は、禁止される。女性連邦大統領または男性連邦大統領であつた者は、翌年度には、女性副大統領または男性副大統領に選任されることもできない。

第一七七条 (同僚制および分掌制)

① 連邦参事会は、同僚体として決定にあたる。

② 連邦参事会の事務は、その準備および配分にあつては、各省ごとに、個々の閣僚にこれを配分する。

③ 連邦参事会の事務は、各省またはその下にある官庁に対し、自律的な処理を求めて、これを委譲することができる。それにあつては、法的保障を確保しなければならない。

第一七八条 (連邦行政)

① 連邦参事会は、連邦行政を指導する。連邦参事会は、連邦行政の目的に適合した組織、および、その目的達成に向けた任務遂行に配慮する。

② 連邦行政は、各省に分割される。連邦参事会閣僚が各省を指揮する。

③ 行政の任務は、法律により、連邦行政〔府〕に属さない公法上または私法上の組織および人に、これを委譲することができる。

第一七九条 (連邦官房)

連邦官房は、連邦参事会の全般的幹部官署 (Stabsstelle) である。連邦官房は、女性連邦官房長官または男性連邦官房長官が、これを指揮する。

第一八〇条 (統治政策 [Regierungspolitik])

- ① 連邦参事会は、その統治政策の目的と手段を決定する。連邦参事会は、国家活動を計画し、調整する。
- ② 連邦参事会は、その活動を、優越的な公的または私的利益と対立しない限りで、公衆 (Öffentlichkeit) に対して適時かつ包括的に通知する。

第一八一条 (発案権 [Initiativrecht])

連邦参事会は、連邦議会に、連邦議会が公布すべき〔法令の〕草案を提出する。

第一八二条 (法の制定と執行)

- ① 連邦は、憲法または法律によつて授權されている限りで、立法的定めを、命令の形式で公布する。
- ② 連邦参事会は、法律、連邦議会の決定、および、連邦の裁判官庁の判決の執行のために配慮する。

第一八三条 (財政)

- ① 連邦参事会は、財政計画を練り上げ、見積りを起案し、また、国家会計を整理する。
- ② 連邦参事会は、秩序に即した国の財政に配慮する。

第一八四条 (外国との関係)

- ① 連邦参事会は、連邦議会の協働権を保持しつつ、外務に配慮する。連邦参事会は、対外的にスイスを代表する。
 - ② 連邦参事会は、条約に署名し、それを批准する。連邦参事会は、条約を、連邦議会にその承認を求めて提出する。
 - ③ 国の利益を擁護するためには必要ある場合には、連邦参事会は、命令を発し処分をなす。命令には、期限を付す。
- 第一八五条 (対外・対内の安全保障)
- ① 連邦参事会は、スイスの対外的安全、独立および中立の保持のための措置を講じる。

② 連邦参事会は、対内的安全の保持のための措置を講じる。

③ 連邦参事会は、公共の秩序もしくは対内的または対外的安全を侵犯し、または直接脅かしている重大な妨害に対処するために、直接本条を根拠として、命令を発し処分をなすことができる。命令には、期限を付す。

④ 緊急事態にあつては、連邦参事会は、軍を動員することができる。連邦参事会が四〇〇〇名を超える軍の兵員を現役の中から動員し、または、この出動が三週間より長きにわたるときには、連邦議會を即時に招集しなければならない。

第一八六条（連邦と邦との関係）

① 連邦参事会は、連邦と邦との関係を保全し、邦と協働する。

② 連邦参事会は、連邦法の〔邦における〕施行が求められている分野について、邦の法令制定を認める。

③ 連邦参事会は、邦間の協約または邦と外国との間の条約について、異議を申し立てることができる。

④ 連邦参事会は、連邦法ならびに邦憲法および邦間の協約の維持について配慮し、必要な措置を講じる。

第一八七条（その他の任務および権限）

① 連邦参事会は、さらに、左の任務および権限を有する。

a. 連邦参事会は、連邦行政〔庁〕およびその他の連邦の任務の支担機関を監督する。

b. 連邦参事会は、その職務およびスイスの情勢にかんして、定期的に、連邦議會に対して報告する。

c. 連邦参事会は、他の官庁の権限とされていない選任事務について、これをおこなう。

d. 連邦参事会は、法律が定めている限りで、訴願を処理する。

② 以上のほかの任務および権限についても、法律により、これを連邦参事会に委譲することができる。

第四章 連邦裁判所

第一八八条 (地位)

- ① 連邦裁判所は、連邦の最高の裁判官庁である。
- ② その組織および手続については、法律によつてこれを定める。
- ③ 連邦裁判所は、その行政部を設ける。
- ④ 連邦裁判所の女性裁判官および男性裁判官の選任にあつては、連邦議会は、各公用語が代表されるように顧慮しなければならぬ。

第一八九条 (憲法裁判権)

- ① 連邦裁判所は、左の事項について判決する。
 - a. 憲法上の権利の侵害を理由とする訴え。
 - b. 地方自治の侵害、その他、公法上の団体のために邦のする保障の侵害を理由とする訴え。
 - c. 国家間の条約または邦間の協約の侵害を理由とする訴え。
 - d. 連邦と邦との間の、または、邦相互間の公法上の争訟。
 - ② 一定の事案については、法律により、これを他の連邦官庁の裁定に振り当てることができる。
- 第一九〇条 (民事、刑事および行政事裁判権)
- ① 民事事件、刑事事件および行政事件における、または、他の法領域における連邦裁判所の権限は、これを法律により定める。
 - ② 邦は、連邦議会の承認を得て、自邦の行政法にかかわる争訟の判決を、連邦裁判所に委譲することができる。

第一九一条 (基準法)

連邦法律および国際法は、連邦裁判所および他の法適用官庁を拘束する。

第六編 連邦憲法の改正および経過規定

第一章 改正

第一九二条 (原則)

① 連邦憲法は、何時でも、その全部または一部を改正することができる。

② 改正は、連邦憲法およびそれにもとづく立法が別に定めている場合を除き、これを法律制定の方法でおこなう。

第一九三条 (全面改正)

① 連邦憲法の全面改正は、これを、国民または両院が提案し、もしくは、連邦議会が決議することができる。

② 国民によるイニシアティブが出され、または、両院が一致しなかった場合には、国民が、全面改正を成就させるかどうかを決定する。

③ 国民が全面改正をおこなうことに同意した場合、両院議員を新たに選挙する。

④ 国際法の強行規定は、〔連邦憲法改正によつて〕これを侵害してはならない。

第一九四条 (部分改正)

① 連邦憲法の部分改正は、国民が要求し、または、連邦議会が決議する。

② 部分改正は、内容の統一性が維持されていなければならず、また、国際法の強行規定を侵害するものであつてはなら

ない。

③ 右に加えて、部分改正を求める国民イニシアティブは、形式の統一性が維持されていなければならない。
 第一九五条（発効）

全面的または部分的に改正された連邦憲法は、国民および邦によつて採択されたときに効力を発する。

第二章 経過規定〔省略〕

（経過規定は、憲法の最終条文である第一九六条の一条のみである。）

（以上）

追記 本訳稿が成るについては、長崎総合科学大学前原清隆教授より資料提供をいただきました。記して、感謝の意を表します。